

令和7年度一般会計歳出第6款2項2目 市立保育所運営費 11節(4)手数料

令和7年度一般会計歳出第6款3項6目 児童相談所費 11節(4)手数料

種 目 番 号		連絡先	委託担当 こども青少年局 保育・教育支援課市立保育所係	担当者名 電 話	トモリ 友利 671-2396
受付 番号	321				

設 計 書

- 1 委 託 名 令和7年度横浜市立保育所職員等消化器系病原菌検査業務
- 2 履 行 場 所 市立保育所56園、こども青少年局及び各児童相談所(仕様書別表1のとおり)
- 3 履 行 期 間
又 は 期 限 期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
期限 令和 年 月 日まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 そ の 他
特 約 事 項 個人情報取扱特記事項
- 6 現 場 説 明 不要
要 (月 日 時 分 場 所)
- 7 委 託 概 要 別紙仕様書のとおり

8 部 分 払

す る (4回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履行予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
第1 四半期業務	4月～6月	(10,550)	回		
第2 四半期業務	7月～9月	(11,310)	回		
第3 四半期業務	10月～12月	(10,550)	回		
第4 四半期業務	1月～3月	(10,170)	回		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額

内 訳 業 務 価 格

消費税及び地方消費税相当額

内訳書

名 称		数 量	単 位	単価(円)	金額(円)	摘要
給食調理業務担当職員		(2,550)	回		()	
給食調理業務応援職員		(3,910)	回		()	
栄養管理業務担当職員		(120)	回		()	
その他の職員		(36,000)	回		()	
計					()	
消費税及び地方消費税相当額					()	
委託代金額					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

横浜市立保育所職員等消化器系病原菌検査業務仕様書

1 目的

横浜市立保育所職員等消化器系病原菌検査業務は、関係法令に基づき、市立保育所、こども青少年局及び児童相談所における細菌性食中毒の未然防止を図ることを目的とする。

受託者は、上記の趣旨に鑑み、善良かつ誠意をもって業務を実施すること。

2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 検査対象

(1) 下記に掲げる市立保育所、こども青少年局、中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所（以下「各施設」という。）に勤務する職員

ア 給食調理業務担当職員

イ 給食調理業務応援職員

ウ 栄養管理業務担当職員

エ その他の職員

(2) 委託者が必要と認める者

(3) 別表1の職員数は予定人数であり、また上記(2)はあらかじめ人数が確定しないため、当該契約は概算契約とする。

4 回数及び検査日程

回数及び検査日程については、原則として別表2のとおりとする。ただし、委託者が必要と認める場合は、臨時に実施することができる。

5 検査項目

各施設に所属する検査対象職員に、次の項目の便細菌培養検査を行う。

(1) 赤痢菌

(2) サルモネラ菌

(3) チフス菌

(4) パラチフス菌

(5) 腸管出血性大腸菌

6 検査容器

(1) 検査容器（以下「容器」という。）は、採便部分が綿棒状で内部に保存培地を保持し、かつ破損しにくい材質のものを使用すること。

また、容器の内外には便その他内容物が漏れ出したり容易に変質したりしないような措置を施すこと。

(2) 提出用の個人袋は、容器内容物が見えず、便その他内容物が漏れ出さないように密封できる形状のものを使用すること。

(3) 容器若しくは個人袋は、個人が判別できるような形式とすること。

7 検査資材の配付

- (1) 受託者は、容器その他検査に必要な資材一式を、次のとおり各施設へ配付すること。
 - ア 第1回（4月から7月までの検査実施分）：委託者と調整して定める日まで
 - イ 第2回（8月から11月までの検査実施分）：7月中旬まで
 - ウ 第3回（12月から3月までの検査実施分）：11月中旬まで
- (2) 検査資材の配付方法は各施設の負担とならない方法に統一するものとし、契約決定後、委託者と協議して定める。
- (3) 配付数は、別表1のとおりとする。
- (4) 年度途中に検査資材の不足が見込まれる場合は、各施設へ随時配付すること。
- (5) 検査説明書等については、契約決定後、委託者と調整して定めたいえで、検査資材ともに各施設に必要な数を配付すること。

8 検体の回収

- (1) 検査のために採取した検体は、施設ごとに取りまとめて別表2の日程に従って受託者へ郵送で提出する。ただし、新規雇用や施設ごとに業務形態が異なる等の個別の状況を勘案し、受託者は随時提出にも対応することとする。
- (2) 回収の方法は郵送とする。受託者は、衛生面や個人情報保護に配慮した検体提出用の封筒を用意し、上記検査資材とともに各施設に配付すること。
- (3) 上記封筒の種類は、取りまとめて提出する場合の大型封筒と、個別提出用の小型封筒とする。受託者は、別表1に記載する検査資材配付数に対して余裕をもって対応できる数を上記検査資材とともに各施設に配付すること。
- (4) 年度途中に上記封筒の不足が見込まれる場合は、各施設に随時配付すること。

9 検査の実施

- (1) 受託者は、検体到着後ただちに検査を実施すること。
- (2) 上記検査において陽性もしくは陽性であると疑われる判定となった場合は、ただちに「10 検査結果の報告」に定める対応と菌の型等詳細の確定に係る検査を実施すること。
- (3) 上記検査を実施するにあたっては「検査対象者氏名」、「検体受理日」、「判定日」、「検査項目」、「検査結果の詳細」等適切に検査が実施されたことを示す情報を正確に記録すること。

10 検査結果等の報告

- (1) 陽性もしくは陽性であると疑われる判定となった場合
 - ア 受託者は緊急に該当職員が所属する保育所の園長（不在の場合は主任）、各児童相談所一時保護係長、西部児童相談所自立支援部門にあっては担当係長と委託者に電話で判定日及び菌の種別を報告すること。

なお、連絡日時点において菌の型等詳細が確定していない場合は、その旨も申し添えること。

また、検査結果が土曜日に判明した場合は、委託者の緊急連絡先へ電話で報告すること。緊急連絡先は、別途調整する。

イ 検査結果が確定した際には、すみやかに確定した検査結果を検査対象者ごとに検査結果報告書としてまとめ、こども青少年局及び陽性であると疑われる職員の在籍する保育所、児童相談所へ提出すること。

提出方法は、「11 検査結果報告書の提出方法等」に定める。

(2) 陰性判定となった場合

受託者は、各月の所属ごとに全検体（陽性判定を含む）の検査結果を記載した報告書を検査実施翌月の第2週目までに委託者に提出すること。陰性判定の場合の結果は本報告をもって完了とする。

提出方法は、「11 検査結果報告書の提出方法等」に定める。

(3) 検査対象者名簿の提出

受託者は、12月の検査対象者名簿をデータ形式で委託者に1月の第2週目までに提出すること。その際の提出様式等については、別途委託者と調整すること。

11 検査結果報告書の提出方法等

(1) 受託者は、受託者が管理するホームページ等に「10 検査結果等の報告」に定める報告書を掲載し、各所属が同報告書を閲覧及びダウンロード可能な状態に整えること。本対応の完了をもって報告書が提出されたものとする。

なお、上記業務の履行にあたっては、受託者が管理主体とならない他事業者が運営するクラウドサービス等を用いることを禁ずる。

(2) 受託者は報告書の内容が個人情報であることを十分に留意し、各所属が閲覧及びダウンロードできる情報の範囲は、各所属の職員に限定する措置を講ずること。

ただし、委託者であるこども青少年局保育・教育支援課には全所属の結果を確認できる権限を付与すること。

(3) 受託者は、第三者が報告書を閲覧及びダウンロードすることがないように、セキュリティ対策を徹底すること。

12 費用の負担

検査資材配付及び検体回収の費用など、検査業務の実施に必要な費用は受託者が負担する。

13 資格証明書等の提出

受託者は、委託者に対して速やかに衛生検査所登録証明書の写し、この業務にかかわる臨床検査技師・衛生検査技師の証明書の写しを提出すること。

14 その他事項

(1) 請求書には、市立保育所、こども青少年局及び各児童相談所（4か所）計6か所の実施件数内訳を添付すること。

(2) この仕様書に定めのない事項及びその他業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定する。

《別表1》

コード	所属	電話	住所	備考	給食調理業務 担当職員	給食調理業務 応援職員	栄養管理 業務担当 職員	その他の 職員	合計	①4～7月分の容器配付数			②8～11月分の容器配付数			③12～3月分の容器配付数			
										給食	栄養・その他	計	給食	栄養・その他	計	給食	栄養・その他	計	
0101	ウシオダ 潮田	保育園	501-8185	鶴見区 潮田町4-148	調理業務委託園	0人	0人		49人	49人	0個×6回	55個×4回	220個	0個×7回	55個×4回	220個	0個×4回	55個×4回	220個
0102	シロホサキ 芦薮崎	保育園	501-5389	鶴見区 鶴見中央2-13-29	調理業務委託園	0人	0人		51人	51人	0個×6回	57個×4回	228個	0個×7回	57個×4回	228個	0個×4回	57個×4回	228個
0103	ババ 馬場	保育園	573-0054	鶴見区 馬場2-7-27		4人	10人		24人	38人	6個×6回	28個×4回	148個	6個×7回	28個×4回	154個	6個×4回	28個×4回	136個
0107	ツルミ 鶴見	保育園	501-6786	鶴見区 鶴見中央2-10-7	調理業務委託園	0人	0人		31人	31人	0個×6回	36個×4回	144個	0個×7回	36個×4回	144個	0個×4回	36個×4回	144個
0202	カンダイジ 神大寺	保育園	481-1513	神奈川区 神大寺2-1-7	調理業務委託園	0人	0人		25人	25人	0個×6回	29個×4回	116個	0個×7回	29個×4回	116個	0個×4回	29個×4回	116個
0203	シラス 西菅田	保育園	473-1957	神奈川区 菅田町488		3人	25人		18人	46人	5個×6回	21個×4回	114個	5個×7回	21個×4回	119個	5個×4回	21個×4回	104個
0204	アツミ 松見	保育園	432-6621	神奈川区 松見町1-28-4		5人	7人		40人	52人	7個×6回	45個×4回	222個	7個×7回	45個×4回	229個	7個×4回	45個×4回	208個
0301	シラス 南浅間	保育園	312-0866	西区 南浅間町23-3		6人	5人		40人	51人	8個×6回	45個×4回	228個	8個×7回	45個×4回	236個	8個×4回	45個×4回	212個
0401	シラス 錦	保育園	621-5180	中区 錦町5		4人	8人		19人	31人	6個×6回	22個×4回	124個	6個×7回	22個×4回	130個	6個×4回	22個×4回	112個
0402	マナ 山手	保育園	622-7403	中区 山手町124	調理業務委託園	0人	0人		25人	25人	0個×6回	29個×4回	116個	0個×7回	29個×4回	116個	0個×4回	29個×4回	116個
0403	クニノマル 竹之丸	保育園	641-1639	中区 竹之丸53-1	調理業務委託園	0人	0人		52人	52人	0個×6回	58個×4回	232個	0個×7回	58個×4回	232個	0個×4回	58個×4回	232個
0502	しろばら 永田	保育園	251-4385	南区 中村町4-270	調理業務委託園	0人	0人		35人	35人	0個×6回	40個×4回	160個	0個×7回	40個×4回	160個	0個×4回	40個×4回	160個
0504	ナガ 永田	保育園	714-1371	南区 永田みなみ台5-1		3人	10人		34人	47人	5個×6回	39個×4回	186個	5個×7回	39個×4回	191個	5個×4回	39個×4回	176個
0505	イトノガ 井十ヶ谷	保育園	715-0188	南区 井十ヶ谷下町13-17	調理業務委託園	0人	0人		47人	47人	0個×6回	53個×4回	212個	0個×7回	53個×4回	212個	0個×4回	53個×4回	212個
0609	ノベ 野庭第一	保育園	842-9543	港南区 野庭町601		6人	4人		45人	55人	8個×6回	51個×4回	252個	8個×7回	51個×4回	260個	8個×4回	51個×4回	236個
0611	大久保 大久保	保育園	842-0239	港南区 大久保2-28-27	調理業務委託園	0人	0人		40人	40人	0個×6回	45個×4回	180個	0個×7回	45個×4回	180個	0個×4回	45個×4回	180個
0614	コナツダイ 港南台第一	保育園	832-3101	港南区 港南台7-25-28	調理業務委託園	0人	0人		44人	44人	0個×6回	50個×4回	200個	0個×7回	50個×4回	200個	0個×4回	50個×4回	200個
0704	神戸 神戸	保育園	333-6246	保土ヶ谷区 神戸町104-20	調理業務委託園	0人	0人		51人	51人	0個×6回	57個×4回	228個	0個×7回	57個×4回	228個	0個×4回	57個×4回	228個
0705	イワ 岩井	保育園	713-1790	保土ヶ谷区 岩井町238		5人	7人		38人	50人	7個×6回	43個×4回	214個	7個×7回	43個×4回	221個	7個×4回	43個×4回	200個
0709	テンノウ 天王町	保育園	331-1811	保土ヶ谷区 天王町2-42-29		6人	4人		38人	48人	8個×6回	43個×4回	220個	8個×7回	43個×4回	228個	8個×4回	43個×4回	204個
0801	アノヤマ 左近山	保育園	351-1907	旭区 左近山1997	調理業務委託園	0人	0人		50人	50人	0個×6回	56個×4回	224個	0個×7回	56個×4回	224個	0個×4回	56個×4回	224個
0804	オカ ひかりが丘	保育園	953-2081	旭区 上白根町795		4人	6人		33人	43人	6個×6回	38個×4回	188個	6個×7回	38個×4回	194個	6個×4回	38個×4回	176個
0806	イシ 今宿	保育園	953-2306	旭区 今宿南町2000-4	調理業務委託園	0人	0人		17人	17人	0個×6回	20個×4回	80個	0個×7回	20個×4回	80個	0個×4回	20個×4回	80個
0810	カブ 柏	保育園	361-8887	旭区 柏町59-1		4人	3人		39人	46人	6個×6回	44個×4回	212個	6個×7回	44個×4回	218個	6個×4回	44個×4回	200個
0904	シロキ 東滝頭	保育園	753-2201	磯子区 滝頭2-31-32		7人	3人		55人	65人	9個×6回	61個×4回	298個	9個×7回	61個×4回	307個	9個×4回	61個×4回	280個
0905	ヨコ 洋光台第一	保育園	831-3928	磯子区 洋光台4-12-14	調理業務委託園	0人	0人		53人	53人	0個×6回	59個×4回	236個	0個×7回	59個×4回	236個	0個×4回	59個×4回	236個
1001	カサ 金沢さくら	保育園	781-9318	金沢区 泥亀1-21-1		5人	7人		43人	55人	7個×6回	49個×4回	238個	7個×7回	49個×4回	245個	7個×4回	49個×4回	224個
1004	シラス 南六浦	保育園	701-1330	金沢区 六浦5-20-1	調理業務委託園	0人	0人		52人	52人	0個×6回	58個×4回	232個	0個×7回	58個×4回	232個	0個×4回	58個×4回	232個
1007	ナミキ 並木	保育園	774-0345	金沢区 並木1-4-4	調理業務委託園	0人	0人		40人	40人	0個×6回	45個×4回	180個	0個×7回	45個×4回	180個	0個×4回	45個×4回	180個
1101	コノ 港北	保育園	421-8575	港北区 仲手原2-20-19	調理業務委託園	0人	0人		50人	50人	0個×6回	56個×4回	224個	0個×7回	56個×4回	224個	0個×4回	56個×4回	224個
1102	オウ 大曾根	保育園	531-0034	港北区 大曾根2-5-1		3人	10人		36人	49人	5個×6回	41個×4回	194個	5個×7回	41個×4回	199個	5個×4回	41個×4回	184個
1103	ミナ 南日吉	保育園	561-6560	港北区 日吉本町4-10-52		5人	17人		36人	58人	7個×6回	41個×4回	206個	7個×7回	41個×4回	213個	7個×4回	41個×4回	192個
1104	シラス 菊名	保育園	433-1259	港北区 菊名3-10-20		4人	13人		24人	41人	6個×6回	28個×4回	148個	6個×7回	28個×4回	154個	6個×4回	28個×4回	136個
1105	シラス 太尾	保育園	542-0852	港北区 大倉山4-24-7	調理業務委託園	0人	0人		59人	59人	0個×6回	65個×4回	260個	0個×7回	65個×4回	260個	0個×4回	65個×4回	260個
1201	トモ 十日市場	保育園	981-6470	緑区 十日市場町1296		7人	8人		47人	62人	9個×6回	53個×4回	266個	9個×7回	53個×4回	275個	9個×4回	53個×4回	248個
1202	カウ 長津田	保育園	981-2656	緑区 長津田2-11-1	調理業務委託園	0人	0人		50人	50人	0個×6回	56個×4回	224個	0個×7回	56個×4回	224個	0個×4回	56個×4回	224個
1205	カモ 鴨居	保育園	933-2101	緑区 鴨居1-3-19		5人	13人		55人	73人	7個×6回	61個×4回	286個	7個×7回	61個×4回	293個	7個×4回	61個×4回	272個
1301	ウツク 美しが丘	保育園	901-7190	青葉区 美しが丘2-2-1		5人	3人		47人	55人	7個×6回	53個×4回	254個	7個×7回	53個×4回	261個	7個×4回	53個×4回	240個
1303	ナヲ 奈良	保育園	961-6276	青葉区 奈良町1843-1		3人	5人		28人	36人	5個×6回	32個×4回	158個	5個×7回	32個×4回	163個	5個×4回	32個×4回	148個
1306	オサ すずき野	保育園	902-7207	青葉区 すずき野2-8-6	調理業務委託園	0人	0人		42人	42人	0個×6回	48個×4回	192個	0個×7回	48個×4回	192個	0個×4回	48個×4回	192個
1307	エダ 荻田	保育園	911-5860	青葉区 荻田北2-11-40	調理業務委託園	0人	0人		48人	48人	0個×6回	54個×4回	216個	0個×7回	54個×4回	216個	0個×4回	54個×4回	216個
1402	オオ 大熊	保育園	942-9884	都筑区 仲町台3-6-6	調理業務委託園	0人	0人		61人	61人	0個×6回	67個×4回	268個	0個×7回	67個×4回	268個	0個×4回	67個×4回	268個
1403	みどり みどり	保育園	941-3748	都筑区 荻田南1-9-1		6人	4人		68人	78人	8個×6回	74個×4回	344個	8個×7回	74個×4回	352個	8個×4回	74個×4回	328個
1404	ナカ 中川西	保育園	913-2060	都筑区 中川3-6-6		6人	6人		41人	53人	8個×6回	47個×4回	236個	8個×7回	47個×4回	244個	8個×4回	47個×4回	220個
1406	チカ 茅ヶ崎南	保育園	943-0981	都筑区 茅ヶ崎南5-11-3		8人	6人		63人	77人	10個×6回	69個×4回	336個	10個×7回	69個×4回	346個	10個×4回	69個×4回	316個
1502	カガ 川上	保育園	822-8987	戸塚区 川上町4-9	調理業務委託園	0人	0人		68人	68人	0個×6回	74個×4回	296個	0個×7回	74個×4回	296個	0個×4回	74個×4回	296個
1503	タニ 汲沢	保育園	861-4188	戸塚区 汲沢1-22-33		4人	5人		21人	30人	6個×6回	25個×4回	136個	6個×7回	25個×4回	142個	6個×4回	25個×4回	124個
1506	ハシ 原宿	保育園	852-1141	戸塚区 原宿4-22-2	調理業務委託園	0人	0人		29人	29人	0個×6回	33個×4回	132個	0個×7回	33個×4回	132個	0個×4回	33個×4回	132個
1601	イ 飯島	保育園	871-3661	栄区 飯島町527		5人	5人		31人	41人	7個×6回	36個×4回	186個	7個×7回	36個×4回	193個	7個×4回	36個×4回	172個
1602	ク 公田	保育園	892-1530	栄区 公田町740		3人	5人		22人	30人	5個×6回	26個×4回	134個	5個×7回	26個×4回	139個	5個×4回	26個×4回	124個
1604	ク 桂台	保育園	894-1335	栄区 桂台中4-15		5人	11人		34人	50人	7個×6回	39個×4回	198個	7個×7回	39個×4回	205個	7個×4回	39個×4回	184個

《別表1》

コード	所 属	電 話	住 所	備 考	給食調理業 務担当職員	給食調理業 務 応援職員	栄養管理 業務担当 職員	その他の 職員	合 計	①4～7月分の容器配付数			②8～11月分の容器配付数			③12～3月分の容器配付数		
										給食	栄養・その他	計	給食	栄養・その他	計	給食	栄養・その他	計
1702	キタカミイダ 北上飯田 保育園	803 - 7889	泉区 上飯田町3050-3	調理業務委託園	0 人	0 人		32 人	32 人	0個 × 6回	37個 × 4回	148個	0個 × 7回	37個 × 4回	148個	0個 × 4回	37個 × 4回	148個
1703	イズミ 和泉 保育園	803 - 1105	泉区 和泉町5731-6	調理業務委託園	0 人	0 人		48 人	48 人	0個 × 6回	54個 × 4回	216個	0個 × 7回	54個 × 4回	216個	0個 × 4回	54個 × 4回	216個
1802	セヤダイニ 瀬谷第二 保育園	302 - 8122	瀬谷区 瀬谷3-18-2		4 人	12 人		28 人	44 人	6個 × 6回	32個 × 4回	164個	6個 × 7回	32個 × 4回	170個	6個 × 4回	32個 × 4回	152個
1803	フカヤシキ 中屋敷 保育園	301 - 5808	瀬谷区 中屋敷2-29-2		10 人	0 人		36 人	46 人	12個 × 6回	41個 × 4回	236個	12個 × 7回	41個 × 4回	248個	12個 × 4回	41個 × 4回	212個
1805	フタツパン 二ツ橋 保育園	366 - 5997	瀬谷区 二ツ橋町527-2		3 人	4 人		23 人	30 人	5個 × 6回	27個 × 4回	138個	5個 × 7回	27個 × 4回	143個	5個 × 4回	27個 × 4回	128個
	こども青少年局保育・教育支援課	671 - 2396	中区 本町6-50-10				10 人		10 人	0個 × 6回	12個 × 4回	48個	0個 × 7回	12個 × 4回	48個	0個 × 4回	12個 × 4回	48個
1901	中央児童相談所	260 - 6510	南区 浦舟町3-44-2	調理業務委託施設	0 人	0 人		136 人	136 人	0個 × 6回	142個 × 4回	568個	0個 × 7回	142個 × 4回	568個	0個 × 4回	142個 × 4回	568個
1902	西部児童相談所 (一時保護所分)	331 - 6999	保土ヶ谷区 川辺町5-10	調理業務委託施設	0 人	0 人		73 人	73 人	0個 × 6回	79個 × 4回	316個	0個 × 7回	79個 × 4回	316個	0個 × 4回	79個 × 4回	316個
1902	西部児童相談所 (自立支援部門)	331 - 6999	保土ヶ谷区 川辺町5-10	調理業務委託施設	0 人	0 人		32 人	32 人	0個 × 6回	37個 × 4回	148個	0個 × 7回	37個 × 4回	148個	0個 × 4回	37個 × 4回	148個
1903	南部児童相談所	349 - 0122	港南区 丸山台1-9-10	調理業務委託施設	0 人	0 人		142 人	142 人	0個 × 6回	148個 × 4回	592個	0個 × 7回	148個 × 4回	592個	0個 × 4回	148個 × 4回	592個
1904	北部児童相談所	948 - 2441	都筑区 茅ヶ崎中央32-1	調理業務委託施設	0 人	0 人		92 人	92 人	0個 × 6回	98個 × 4回	392個	0個 × 7回	98個 × 4回	392個	0個 × 4回	98個 × 4回	392個
	合 計				148 人	226 人	10 人	2,730 人	3,114 人	合計		13,492個	合計		13,700個	合計		13,076個

*配付数は職員数に予備を加えた数。

予備は1～10人:+2個、11～20人:+3個、21～30人:+4個、31～40人:+5個、41人～:+6個

概算契約数	150 人	230 人	10 人	3,000 人	3,390 人
-------	-------	-------	------	---------	---------

《別表2》

		給食調理業務担当 及び応援職員	栄養管理業務 担当職員	その他の職員
令和7年	4月	検査回数	1回	
		検体提出 (発送)日	3日から9日まで	
	5月	検査回数	1回	
		検体提出 (発送)日	7日から13日まで	
6月		検査回数	2回	1回
		検体提出 (発送)日	3日から9日まで 23日から27日まで	3日から9日まで
7月		検査回数	2回	1回
		検体提出 (発送)日	3日から9日まで 22日から28日まで	3日から9日まで
8月		検査回数	2回	1回
		検体提出 (発送)日	4日から8日まで 22日から28日まで	4日から8日まで
9月		検査回数	2回	1回
		検体提出 (発送)日	3日から9日まで 22日から29日まで	3日から9日まで
10月		検査回数	2回	1回
		検体提出 (発送)日	3日から9日まで 22日から28日まで	3日から9日まで
11月		検査回数	1回	
		検体提出 (発送)日	4日から10日まで	
12月		検査回数	1回	
		検体提出 (発送)日	3日から9日まで	
令和8年	1月	検査回数	1回	
		検体提出 (発送)日	8日から14日まで	
2月		検査回数	1回	
		検体提出 (発送)日	5日から12日まで	
3月		検査回数	1回	
		検体提出 (発送)日	4日から10日まで	

※ 上記日程内に各保育所、各児童相談所及びこども青少年局で取りまとめて発送します。

※ 各所属の業務の都合上、上記日程外に発送する場合があります。

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。